

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員退職手当規程

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）の職員に対する退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程に規定する退職手当は、法人に雇用される職員のうち常時勤務に服することを要する者（次の各号に掲げる者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合はその遺族）に支給する。

- 一 次条の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（平成 22 年規程第 11 号）第 60 条に規定する年度末手当を選択した職員
- 二 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館再雇用規程（平成 22 年規程第 5 号）に定める再雇用職員
- 三 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館臨時職員就業規則（平成 22 年規程第 7 号）に定める臨時職員
- 四 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館専任職員就業規則（平成 31 年規程第 2 号）に定める専任職員

(年度末手当と退職手当の選択)

第 2 条の 2 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館人事規則（平成 22 年規則第 7 号）第 2 章の規定により採用された者は、年度末手当又は退職手当のどちらの支給を受けるかについて、選択することができる。

- 2 前項の規定により年度末手当の支給を選択した職員は、退職手当の支給に変更することができる。ただし、変更にあたっては、当該年度の 4 月末日までに申し出るものとする。
- 3 前 2 項の規定により退職手当の支給を選択した者は、年度末手当の支給に変更することはできない。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの
 - 三 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた親
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母

については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

- 3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によつて当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
 - 一 職員を故意に死亡させた者
 - 二 職員の死亡前に、当該職員の死亡によつてこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の支給)

- 第4条 次条及び第17条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第20条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- 2 この規程による退職手当は、この規程の規定によりその支給を受けるべき者の同意を得た場合には、その指定する金融機関における本人名義の預金口座に振り込むことができるものとする。
 - 3 法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項に基づく協定により、退職手当からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき退職手当の額から、その額を控除して支払うものとする。

(一般の退職手当)

- 第5条 退職した者（館長及び副館長の在職期間がある者を除く。以下この条から第10条までにおいて同じ。）に対する退職手当の額は、第6条から第10条まで及び第13条から第15条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第16条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(特定職給料表を適用する場合の退職手当の基本額に係る特例)

- 第5条の2 特定職給料表を適用した期間がある者が退職した場合の退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。
- 一 館長である期間（ただし、特定職給料表を適用する期間とする。）1月につき100分の100を特定職給料表2級の額に乗じて得た額を12月で除して得た額
 - 二 副館長である期間（ただし、特定職給料表を適用する期間とする。）1月につき100分の100を特定職給料表1級の額に乗じて得た額を12月で除して得た額
 - 三 退職の日において特定職給料表適用以外の職員としての最終の級号給（これに相当する給与を含む。）の額を基礎として前条に基づき計算して得た額（ただし、第6条から第10条に規定する勤続期間には特定職給料表適用期間も含む。）
- 2 前項第一号及び第二号において、月の途中で特定職給料表の職務の級に変更があった場合は、上位の職務の級を適用するものとする。
 - 3 第1項第一号及び第二号において、特定職給料表を適用する期間に1月に満たない端数が生じたときは1月と計算するものとする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 次条又は第8条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤務期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- 三 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- 四 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- 五 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- 六 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第8条第1項及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第22条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- 二 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- 三 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員就業規則（平成22年規程第4号。以下「就業規則」という。）23条第2号の規定により退職した者（以下「定年退職者」という。）、期間を定めて雇用されている場合でその期間が満了し再任されなかった者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認したものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- 二 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- 三 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第8条 就業規則第50条第6号の規定及びそれに準ずるやむを得ない事由により解雇された者、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(定年退職者、期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了し再任されなかった者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長が承認した者に限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- 二 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- 三 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- 四 35年以上の期間については、1年につき100分の105

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(同項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第9条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする規程が制定された場合において、当該規程による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- 一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- 二 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第19条第1項に規定する地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第18条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第22条第1項若しくは第24条第1項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第20条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある

場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日前の期間)を除く。)をいう。

- 一 職員としての引き続いた在職期間。ただし、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館人事規則(平成22年規則第7号)第2章の規定により採用された者については、退職手当を選択した日から職員としての引き続いた在職期間。
- 二 第19条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 三 第19条第2項に規定する場合における地方公務員等としての引き続いた在職期間
- 四 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第10条 第8条第1項に規定する者(25年以上勤続し退職した者のうち、期間を定めて雇用されている場合で、その期間が満了し再任されなかったものを除く。)のうち、定年退職日の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|------------|-------------|---|
| 第8条第1項 | 退職日給料月額 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第9条第1項第1号 | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第9条第1項第2号 | 退職日給料月額に、 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、 |
| 第9条第1項第2号ロ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第11条 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものである

かどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第12条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第13条 第6条から第8条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第14条 第9条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- 一 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- 二 60未満 特定減額前給料月額に第9条第1項第2号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第15条 第10条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|------------|--|
| 第13条 | 第4条から第8条まで | 第10条の規定により読み替えて適用する第8条 |
| | 退職日給料月額 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| | これらの | 第10条の規定により読み替えて適用する第8条の |
| 第14条 | 第9条第1項の | 第10条の規定により読み替えて適用する第9条第1項の |
| | 同項第2号ロ | 第10条の規定により読み替えて適用する同項第2号ロ |
| | 同項の | 同条の規定により読み替えて適用する同項の |
| 第14条第1号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第14条第2号 | 特定減額前給料月額 | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| | 第9条第1項第2号 | 第10条の規定により読み替えて適用する第9条第 |

| | |
|-----------|---|
| ロ | 1項第2号ロ |
| 及び退職日給料月額 | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日以後の最初の3月31日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 当該割合 | 当該第10条の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合 |

(退職手当の調整額)

第16条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第9条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第21条第1項又は地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員休職規則（平成22年規則第9号）（以下「休職規則」という。）第4条の規定による休職（業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職その他理事長が別に定めるものを除く。）、就業規則第46条第1項の規定による停職その他の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち理事長が別に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- 一 第1号区分 65,000円
- 二 第2号区分 59,550円
- 三 第3号区分 54,150円
- 四 第4号区分 43,350円
- 五 第5号区分 32,500円
- 六 第6号区分 27,100円
- 七 第7号区分 21,700円
- 八 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第9条第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、理事長が別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、理事長が別に定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- 一 退職した者のうち自己都合退職者（第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 二 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- 三 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

四 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

- 5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第17条 第8条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第5条、第8条、第9条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

- 一 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- 二 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- 三 勤続期間3年以上の者 100分の540

- 2 前項の「基本給月額」とは、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（平成22年規程第11号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が別に定める額とする。

(勤続期間の計算)

第18条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館人事規則（平成22年規則第7号）第2章の規定により採用された者については、在職期間の計算は、退職手当を選択した日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 職員が退職した場合（第22条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。
- 4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（休職規則第4条第2号に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第6条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第7条第1項又は第8条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあつては、その在職期間が1年未満）の場合には、これを1年とする。

(地方公務員等として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例)

第19条 職員のうち、法人の要請に応じ、引き続いて地方公共団体、地方独立行政法人、国、独立行政法人、公庫等（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2第1項に規定するものをいう。）又はこれらに準ずる機関で理事長が別に定める機関（退職手当に関する規

定又は退職手当の支給の基準において、職員が法人の要請に応じ、引き続いて当該団体の公務員又は当該団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該団体の公務員又は当該団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている団体に限る。以下「地方公共団体等」という。)の公務員又は使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員等として在職(その者が更に当該地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて当該地方公務員等以外の他の地方公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 地方公務員等が、地方公共団体等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 前2項の場合における地方公務員等としての在職期間の計算については、前条の規定を準用する。ただし、退職により、この規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
- 4 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて地方公務員等となった場合においては、理事長が別に定める場合を除き、この規程の規定による退職手当は、支給しない。
- 5 地方公務員等が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、理事長が別に定める場合においては、この限りでない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第20条 職員の退職が労働基準法第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(定義)

第21条 この条から第27条までにおいて、懲戒解雇等処分とは、就業規則第46条の規定による懲戒解雇の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第22条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が法人の業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が法人に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は

一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 一 懲戒解雇等処分を受けて退職をした者
 - 二 就業規則第 50 条各号の解雇事由のうち理事長が別に定めるものに該当し解雇された者
- 2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、その者の最新の通勤届の住所に書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して 2 日を経過したときに当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第 23 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- 一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
 - 二 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。
- 2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 一 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであつて、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが法人に対する信頼を確保する上で支障を生じると認めるとき。
 - 二 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第 2 号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前 3 項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 理事長は、第 1 項又は第 2 項の規定による支払差止処分を行つた場合、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、

第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から 6 月を経過したとき。

三 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合

6 理事長は、第 3 項の規定による支払差止処分を行つた場合、当該支払差止処分を受けた者が次条第 2 項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から 1 年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前 2 項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第 24 条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第 22 条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館再雇用職員就業規則第 42 条の規定による懲戒解雇処分（以下「再雇用職員に対する解雇処分」という。）を受けたとき。

三 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該

一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第22条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第22条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第25条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第22条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - 二 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたとき。
 - 三 理事長が、当該退職をした者（再雇用職員に対する解雇処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
 - 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
 - 4 第22条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第26条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第22条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

- 2 第22条第2項並びに前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

- 第27条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第25条第3項又は前条第3項において準用する意見聴取のための通知を受けた場合において、第25条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
 - 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第23条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
 - 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。
 - 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けた場合において、第25条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用職員に対する解雇処分を受けたことを理

由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第21条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第21条第2項並びに第25条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 理事長は、第1項から第5項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

(職員が退職した後に引き続き職員となつた場合等における退職手当の不支給)

第28条 職員が退職した場合(第21条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となつたときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続き地方公務員等となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が当該地方公務員等に対する退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準により、当該地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給しない。

(支給基準)

第29条 この規程に定める退職手当の支給基準は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

(実施規定)

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により職員となった者（以下「承継職員」という。）の退職手当については、佐賀県職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年佐賀県条例第 59 号。以下「県条例」という。）その他佐賀県職員に適用される退職手当に関する規定の例によるものとする。この場合において、承継職員として勤務した期間を佐賀県職員として勤務したとみなす。
- 3 平成 20 年度以前に佐賀県が実施した職員採用選考試験（看護師に係るものに限る。）に合格し佐賀県職員として採用されていなかった者（佐賀県職員としての採用を辞退したものを除く。）が、法人に採用された場合は前項の承継職員とみなす。
- 4 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第 6 条から第 10 条までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。この場合において、第 17 条第 1 項中「前条」とあるのは「前条並びに附則第 4 項」とする。
- 5 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 9 条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者で第 8 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で第 6 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、その者が第 8 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 4 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 8 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（理事長が別に定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規定の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 17 条第 2 項に規定する給与規程の規定により給料表が適用される職員に係る基本給額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして別に理事長が定めるものについては、この限りでない。
- 9 職員（理事長が別に定める者を除く。）が退職した場合において、その者が平成 18 年 4 月 1 日の前日に現に退職した理由と同一の理由により佐賀県を退職したものとし、佐賀県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年佐賀県条例第 3 号）附則第 2 条第 1 項の規定の例により計算した退職手当の額が、この規程の規定により計算した退職手当の額（以下「規程退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこの規程の規定による退職手当の額とする。
- 10 職員（理事長が別に定める者を除く。）のうち第 19 条第 1 項から第 3 項までの規定により第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定に規定する期間が第 18 条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、平成 18 年 4 月 1 日の前日が当該職員の職員とし

ての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「佐賀県職員として退職したものとし」とする。

- 11 前項に規定する者が退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「による給料月額」とあるのは、「による給料月額に相当する額として別に定める額」とする。
- 12 基礎在職期間の初日が平成18年4月1日前である者に対する第9条の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（平成18年4月1日以後の期間に限る。）」とする。
- 13 第16条の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---------|-------------|------------------------|
| 第1項 | その者の基礎在職期間（ | 平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（ |
| 第2項 | 基礎在職期間 | 平成8年4月1日以後の基礎在職期間 |

- 14 承継職員のうち、法人成立の日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得する前までの間に退職し又は解雇された者であつて、その退職又は解雇の日まで佐賀県職員として在職したものとすれば、県条例第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条例の例により算出した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給する。
- 15 その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定めるものを除き、当分の間、県条例の適用を受ける者の例によるものとする。
- 16 佐賀県職員のうち佐賀県立総合看護学院に在職する職員で、佐賀県立総合看護学院の廃止の際に佐賀県を退職し、引き続き法人の職員となった者については、第2条の2第1項の規定にかかわらず、年度末手当の支給を受けることを選択することができない。
- 17 前項の規定に基づき退職手当の支給を受けることになった職員の第18条第1項に規定する職員としての引き継いだ在職期間には、その者の佐賀県職員としての引き継いだ在職期間を含むものとする。

(附則)

- 1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第4項（改正後の附則第6項及び第7項においてその例による場合を含む。）及び第5項の規定の適用については、改正後の附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から同年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

(附則)

1 この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、平成 25 年 8 月 27 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。